

平成23年度の国民健康保険税について

国民健康保険（国保）税の税率改正については、「市政だより天草」2月1日号でお知らせしましたが、今号では、改正後の税率による具体的な計算方法などについてお知らせします。なお、国保税の納期は、普通徴収が6月から翌年2月までの9期、年金からの差し引きによる特別徴収は、年金の定期支払月の6回となります。

●国保税の計算方法

国保税＝①医療給付費分＋②後期高齢者支援金等分＋③介護納付金分（40歳～64歳の加入者のみ対象）

	所得割額 (世帯の加入者の所得に応じて計算)	均等割額 (世帯の加入者数に応じて計算)	平等割額 (1世帯当たりの額)
①医療給付費分	＝【課税標準所得×7.3%】＋【加入者数×18,000円】＋【15,800円】		
②後期高齢者支援金等分	＝【課税標準所得×2.9%】＋【加入者数×7,000円】＋【6,400円】		
③介護納付金分	＝【課税標準所得×1.6%】＋【加入者数×8,000円】		

※2) 課税標準所得…国保加入者の前年の所得から基礎控除(33万円)を差し引いた額の合算額です。所得とは、例えば事業収入は必要経費を、給与収入は給与所得控除額を、公的年金等は公的年金等控除額をそれぞれ差し引いた額です。

計算例① 軽減がない世帯

【世帯主】 国保・45歳 事業所得 180万円(1)

【妻】 国保・42歳 給与所得 34万円(2)

【子ども2人】 国保・幼児

●軽減判定
世帯の合計所得 (1)+(2)=214万円 → 軽減判定基準超 ⇒「軽減なし」

●課税標準所得
〈世帯主〉所得180万円－基礎控除33万円＝147万円①
〈妻〉所得34万円－基礎控除33万円＝1万円②
①+②＝148万円

●税額の計算

①医療給付費分 $[148万円 \times 7.3\%] + [4人 \times 18,000円] + [15,800円] = 195,800円$

②後期高齢者支援金等分 $[148万円 \times 2.9\%] + [4人 \times 7,000円] + [6,400円] = 77,300円$

③介護納付金分 $[148万円 \times 1.6\%] + [2人 \times 8,000円] = 39,600円$

国保税年税額(①+②+③) ※それぞれで100円未満切り捨て = **312,700円**

計算例② 5割軽減世帯

【世帯主】 国保・73歳 年金所得 60万円(1)

【妻】 国保・72歳 年金所得 20万円(2)

●軽減判定
世帯の合計所得 (1)+(2)=50万円※ → 33万円+(24.5万円×1人)以下 ⇒「5割軽減該当」
※65歳以上の年金所得は15万円がそれぞれ控除されます。

●課税標準所得
〈世帯主〉所得60万円－基礎控除33万円＝27万円①
〈妻〉所得20万円－基礎控除33万円＝0②
①+②＝27万円

●税額の計算

①医療給付費分 $[27万円 \times 7.3\%] + [2人 \times 18,000円 \times 0.5] + [15,800円 \times 0.5] = 45,600円$

②後期高齢者支援金等分 $[27万円 \times 2.9\%] + [2人 \times 7,000円 \times 0.5] + [6,400円 \times 0.5] = 18,000円$

③介護納付金分 40歳から64歳までの加入者がいないため課税なし = 0円

国保税年税額(①+②+③) ※それぞれで100円未満切り捨て = **63,600円**

計算例③ 7割軽減世帯

【世帯主】 国保・61歳 年金所得 10万円

●軽減判定
世帯の合計所得 10万円 → 33万円以下 ⇒「7割軽減該当」

●課税標準所得
〈世帯主〉所得10万円－基礎控除33万円＝0

●税額の計算

①医療給付費分 $[\text{所得割なし}] + [1人 \times 18,000円 \times 0.3] + [15,800円 \times 0.3] = 10,100円$

②後期高齢者支援金等分 $[\text{所得割なし}] + [1人 \times 7,000円 \times 0.3] + [6,400円 \times 0.3] = 4,000円$

③介護納付金分 $[\text{所得割なし}] + [1人 \times 8,000円 \times 0.3] = 2,400円$

国保税年税額(①+②+③) ※それぞれで100円未満切り捨て = **16,500円**

※詳しいことは、本庁・市民税課諸税係 ☎1111内線1141へお尋ねください。なお、国保税の支払いについては納税課収納係内線1111、国保の加入・脱退・給付については保険年金課国民健康保険係内線1131へお尋ねください。

◆国保税の税率

※平成22年度(参考)

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割額(税率)	7.3%	2.9%	1.6%	6.4%	2.9%	1.4%
均等割額(1人当たり)	18,000円	7,000円	8,000円	16,000円	7,000円	7,000円
平等割額(1世帯当たり)	15,800円	6,400円	—	14,600円	6,400円	—
課税限度額(上限額)	510,000円	140,000円	120,000円	500,000円	130,000円	100,000円

◆税率の改正について

国保は、病気やけがをしたときに誰もが安心して医療を受けられるように、お互いに助けあうという相互扶助の制度として、加入者の皆さんから納めていただく国保税と国や県からの補助金などで運営しています(グラフ1参照)。

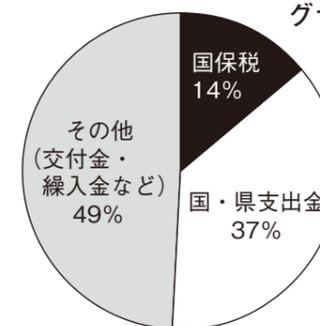
しかし、人口減少や景気の低迷などにより、本市の税収は減少傾向にある一方、1人当たりの年間医療費は増加傾向となっており(グラフ2参照)、財源の不足分については、繰越金や市の貯

金にあたる財政調整基金を充当するなど、運営がたいへん厳しい状況にあります。

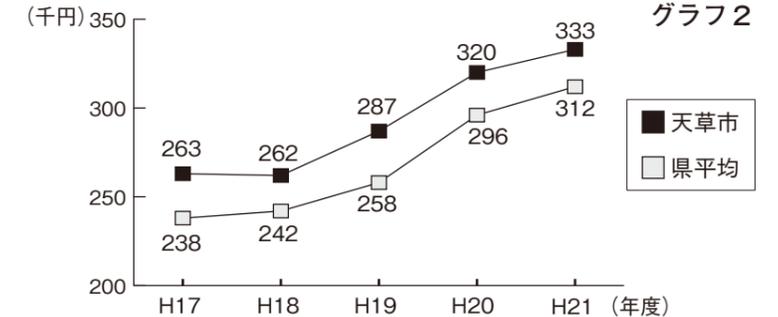
そこで、国保運営の安定化を図るため、平成23年度から税率を引き上げることとしました。厳しい経済状況の中ですが、加入者の皆さんが安心して医療サービスを受けていただくための負担として、ご理解をいただきますようお願いいたします。

なお、課税限度額についても、国の改正に合わせて引き上げています。

◆国保の財源内訳(H21年度決算) グラフ1



◆国保加入者(一般加入者)における1人当たりの年間医療費 グラフ2



◆国保税の軽減

世帯主やその世帯の国保加入者の合計所得額が下の軽減判定基準に該当する場合は、均等割額と平等割額が軽減されます。また、国保加入者であった人が後期高齢者医療制度へ移行した場合は、その人も含めて軽減判定を行います。

■国保税の均等割額・平等割額の軽減判定基準

- 世帯の国保加入者(旧国保加入者も含む)の合計所得額が
- ①33万円以下……………7割軽減
 - ②33万円+(24.5万円×世帯主以外の加入者数と旧国保加入者数の合計)以下……………5割軽減
 - ③33万円+(35万円×世帯主を含む加入者数と旧国保加入者数の合計)以下……………2割軽減

※1) 旧国保加入者…国保から後期高齢者医療制度へ移行した人のこと。

●軽減については、世帯構成が変わると対象外になる場合があります。